

利 用 上 の 注 意

1 本書は、東京都より刊行された「平成 19 年商業統計調査報告（卸売・小売業）」から抜粋編集したものである。

2 調査の概要

(1) 調査の目的

商業統計調査は、商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としている。

(2) 調査の根拠

統計法（昭和 22 年法律第 18 号）及び商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）に基づき実施される調査（指定統計第 23 号）である。

(3) 調査の期日

平成 19 年 6 月 1 日現在

※商業統計調査は本調査及び簡易調査からなり、本調査は平成 9 年以降 5 年ごとに行われ、簡易調査は本調査を行った年の 2 年後に行われる。今回の調査は第 24 回目にあたる本調査である。

(4) 調査の単位

事業所単位（「場所ごと」、「経営者ごと」）の調査である。従って、経営者が同一であっても異なった場所で商業事業を営んでいる場合は、本店、支店、営業所などそれぞれの場所ごとに調査対象となる。

(5) 調査の対象

日本標準産業分類「大分類 J－卸売・小売業」に属する事業所を調査対象としている。

ただし、次に掲げる事業所は調査の対象から除かれている。

ア 劇場内、運動競技場内等、料金を支払って出入りする有料施設内の事業所（ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク、駅の改札内、有料道路内にある別経営の事業所は調査の対象とする）

イ 調査日に休業中、開店準備中、清算中の事業所で専従の従業員がいないもの

ウ 事業所の配送所、サービスセンター、商品展示場等サービス業となるもの

3 集計について

(1) 年間販売額の集計は万円単位で行ったが、集計表上の金額表示は、一部万円単位の表示としたほかは、十万円単位を四捨五入し、百万円単位で表示してある。したがって、四捨五入の関係で、内訳合計の金額と総額とは一致しない場合がある。また、構成比、増加率についても、小数点第 2 位を四捨五入してあるので、内訳合計と総額とは一致しないことがある。

(2) 表中の記号

「0」………0.5 未満（ただし、「0.0」は左に準じて 0.05 未満を表す）

「－」………皆無又は該当値なし

「△」………負数（減少）

「X」………秘匿数値（事業所数が 1 または 2 のものに関する数値は、秘密保護の関係上、「X」で表示した。また、事業所数が 3 以上の場合でも、ほかとの関連により内容数字の秘匿の必要がある場合には秘匿してある）

(3) 牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、畳小売業、建具小売業、新聞小売業、ガソリンスタンド、通信・カタログ販売等の事業所については売場面積の調査を行っていない。

4 その他

境界未定地域とは、千代田区、中央区、港区の境界未定地域及び中央防波堤内側・外側埋立地を指す。

5 本書についての問い合わせ先

大田区産業経済部産業振興課商業振興担当

〒144-0035 大田区南蒲田一丁目 20 番 20 号

電話 03 (3733) 6184 (直通)